

指定管理申請書類

○ 福岡市立東部療育センター

「 提案に関する書類」

○

社会福祉法人

福岡市社会福祉事業団



(1) 事業実施計画**①運営の基本方針**

東部療育センターは、平成23年度の開設以来9年目を迎え、これまで東区を中心に、市民の福祉向上に努めてきました。地域における療育センターの役割を踏まえ、「子どもへの支援の充実」「保護者支援の充実」及び「他機関との連携」の3本の柱を掲げ、中核的な役割を担ってきました。引き続き以下の事業内容を提供し、施設の管理運営を行います。

1 小児科医師（センター長）のもと、保育士・児童指導員、発達相談員、相談支援専門員、ケースワーカー、看護師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）など多職種を配置し、多様な利用者ニーズに応えます。それにより、
 (1) 診療・判定、(2) 相談、(3) 外来療育、(4) 障がい児等療育支援事業、
 (5) 通園療育等を実施し、福岡市東部地域の障がい児の相談・療育の中核施設としての機能を発揮します。

(1) 診療・判定

- ① 発達相談員が相談を受け、小児科医師および児童精神科医による診療を行い、療育方針を決定し、保護者の安心につなげるように支援します。受診ケースの増加には、相談の受付から実際の相談日までの待機期間を短縮するために診察枠を工夫して対応します。
- ② 診断名の告知にともなう保護者の不安に対して、チームアプローチを通して援助を充実させます。

(2) 相談

- ① 家族支援を重視し、保護者の疑問や不安の相談に多職種で対応します。
- ② ケースワーカーは、福祉サービスの活用などの支援を行うとともに、通園療育に関する相談に対応します。
- ③ 相談支援専門員は、関係機関と連携して地域で生活する障がい児（重症心身障がい児・者を含む）やその家族の相談・支援を行います。また、児童発達支援などの障がい児通所支援の利用に際し、「障がい児支援利用計画」を作成します（障がい児相談支援事業）。

(3) 外来療育

- ① 専門性を活かした多様なグループ療育・個別療育を子どもの特性に応じて効果的に行い、保護者への助言や学習会も行います。
- ② 発達相談員（臨床心理士を含む）は、発達に関する相談や発達評価および、発達障がい児・知的障がい児の療育を行います。
- ③ 理学療法士と作業療法士は、運動の遅れ・障がいのある子どもに対して訓練を行います。また、作業療法士は不器用さが顕著な発達障がい児の訓練も行います。
- ④ 言語聴覚士は、構音障がいや吃音などの言語訓練、知的障がい・発達障がい・肢体不自由児のコミュニケーション支援を行います。

(4) 障がい児等療育支援事業

- ① 障がい児等療育支援事業の実施においては、相談係・通園係が協力し、効果的、効率的に行います。
- ② 医療的ケアの必要な子どもで来所が困難な場合、家庭へ訪問して、療育を行います。
- ③ 幼稚園・保育園・学校等への協力を行い、集団参加に困難さのある障がい児に対して、具体的な助言や支援を行います。

(5) 通園療育

- ① 保育士・児童指導員は、事業団での多様な施設での療育経験を活かし、他職種と連携しながら質の高い通園療育を行います。
- ② 全通園児を対象に、生活習慣支援、コミュニケーション支援、運動発達支援等を行います。また、療育環境の構造化などを行い、園児が安心して、理解しやすい環境をつくります。
- ③ 言語聴覚士とともに行うコミュニケーション支援、理学療法士・作業療法士とともに行う感覚統合保育や、安定した姿勢作りなどを行います。
- ④ 看護師の関わりで、医療的ケアの必要な子どもが安全に園生活を送れるようにします。
- ⑤ アレルギーのある子どもに対しての除去食、咀嚼力・嚥下力など口腔機能に対応した食形態別の給食を提供します。また、栄養士による保護者学習会も行います。
- ⑥ きょうだい児支援を目的にしたきょうだい児保育参加を実施します。

2 発達障がい児への対応を充実させます。

- (1) 受診数が増加して支援が特に求められている発達障がい児に対して、作業療法士・言語聴覚士・発達相談員・保育士・相談支援専門員等がそれぞれの専門性を活かしながら連携して、集団療育や個別療育、相談を充実させます。

3 専門性を活かしながら、地域に根ざした施設として貢献します。

- (1) 保健福祉センター・幼稚園・保育園・学校等、関係機関と連携して、利用者への適切で丁寧な対応を行います。
- (2) ボランティア養成講座、公開講座などを実施して、地域に向けて情報発信を行います。
- (3) 学校サポーター会議委員、校区の社会福祉協議会や人権尊重推進協議会の委員等を担います。

4 就学以降も安定した地域生活をおくるための支援を行います。

- (1) 保護者の相談を受け、必要に応じて学校へのケース連絡などを行い、地域の学校等と連携します。
- (2) 就学児の夏休み等に同窓会を実施して、保護者への情報提供を行い、保護者同士の情報交換や交流を行います。

(1) 事業実施計画

②事業計画 (令和2年度詳細)

1 診療・相談に関する業務

1 診療

ア 小児科医師、発達相談員を中心に多職種が連携し、的確かつ統一的な診断・判定・相談等による総合的な判断を行います。また、保護者に児の発達状況についての的確にわかりやすく説明し、十分な理解を得て合意し、早期療育の充実に取り組みます。

イ 心身障がい福祉センター、西部療育センター、あゆみ学園の小児科医師と意見交換して診断基準等を確認し、福岡市内の療育体制や療育内容について情報を共有します。

ウ 早期発見・早期療育につなげるため、新規相談児の予約受付から診察まで2か月以内に対応できるように、新患枠の調整や予約枠を臨時につくるなど工夫を行います。あわせて初診までの期間短縮に向けて福岡市所管課とも協議をすすめていきます。

エ 発達相談員による発達検査、小児科医師および児童精神科医による診察を行い、必要に応じて言語聴覚士による言語評価、理学療法士または作業療法士による運動評価等、様々な職種での多角的な評価も実施して的確で総合的な診断・相談を行い、療育支援を進めていきます。

オ 整形外科医の診察により理学療法士、作業療法士等による身体機能の改善のための訓練等を行います。

カ 個別訓練を行っている医療機関と役割分担をしながら、幅広く利用者ニーズに応えられるよう連携を図ります。

	令和2年度見込み
小児科診察数	975人
全科診察数	1,200
発達相談の実相談・面接人数	1,050
延相談・面接人数	1,800

2 相談支援

ア 障がい児通所支援サービスや居宅サービス利用のためのアセスメントや利用計画作成等を通じた障がい児とその家族のニーズの整理、利用に際しての調整援助等を行い、適切なサービス利用の提供に取り組みます。

また、民間の児童発達支援センターや民間の障がい児相談支援事業所等との役割分担を協議し、必要な情報を提供していきます。

イ 保護者の不安が極度に強いケースや医療的なケアがあり利用できる社会資源が限られるケース等、緊急対応を要するケースについては、特に配慮した相談対応を行います。

ウ 不安な保護者の気持ちに寄り添い、保護者が子育てへの意欲を失うことなく、前向きに生活していけるように支援します。

2 児童発達支援に関する業務

1 通園の体制

クラス		時間	定員
親子通園	肢体不自由児	毎日通園	70人 /日
		月・水・金通	
		火・木通園	
		火通園	
		木通園	
	知的障がい児	月・木通園	
火・金通園			
水通園			
単独通園	肢体不自由児	りんご組	
	知的障がい児	れもん組	
		もも組	
		いちご組	
		めろん組	
		ばなな組	
		ぶどう組	

令和2年度見込み	
肢体不自由児親子通園	
通園児数	30人
療育日数	220日
延療育人数	1,750人
知的障がい児親子通園	
通園児数	30人
療育日数	219日
延療育人数	1,400人
肢体不自由児単独通園	
通園児数	8人
療育日数	224日
延療育人数	1,600人
知的障がい児単独通園	
通園児数	66人
療育日数	224日
延療育人数	13,300人

2 通園療育

ア 増加傾向にある発達障がい児に対する適切な支援のために、障がいの特性を理解し、環境の構造化や、見通しが持てるようなスケジュールの工夫のほか、ことばやしぐさ、絵カードなど視覚支援を取り入れ、子どもの気持ちが伝えられる手段を考え、安心して園生活を送れるような療育を行います。

イ 知的障がい親子通園児への療育では、子育ての具体的な方法を保護者に提案し、家庭での育児がより円滑に行われるように学習会を行うなど保護者支援の充実に努め、早期療育を行います。また、同じような子どもを育てる保護者同士の交流の場を提供します。

ウ 医療ケア等配慮が必要な通園児の受入れについて、職員間の情報の共有化と医療職との連携の強化に取り組み、安全で安心できる通園療育の充実に努めます。

エ 障がいの多様化、重度重複化への対応として、研修等による専門性の向上、ケースカンファレンスによる支援方針や情報の共有化等による通園療育の充実に努めます。

オ 重度の障がいや医療ケアのため外出困難な児童に対し、居宅訪問型児童発達支援を行い、将来的に障がい児通所支援の集団生活に移行していくために必要な支援を提供します。

カ 給食、送迎、給付費等その他の業務については、仕様書に基づき適正に取り組みます。

3 多様なニーズに対応する取組

1 外来療育

ア 発達相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、発達障がい児の療育ニーズに応え、それぞれの専門性を活かした個別療育を工夫します。

イ 保育士、発達相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、年々増加・多様化している外来療育の利用ニーズに対して、多職種が連携した支援を実施するとともに、職員体制の見直しや療育スペースの確保等、効率的・効果的な療育方法等を検討し、外来療育の充実に努めます。

	令和2年度見込み
外来児数	390人
療育日数	241日
延療育人数	5,900

2 保護者支援

ア 子どもの障がいに対する不安や疑問を解消し、保護者が積極的に療育に取り組めるように各種学習会を実施し、具体的な家庭での関わり方を支援します。

イ 子どもが発達障がいの診断を受けて間もない保護者に対して、発達障がいの子育て経験のある保護者であって、その経験を活かし、相談や助言を行うペアレントメンターを効果的に活用した保護者・家族支援に取り組みます。

ウ 保護者の子育てに対する意欲の向上を図るため、ペアレントトレーニングを実施し、発達障がい児の子育てや育てにくい子への関わりについて学ぶ機会を提供します。

	令和2年度見込み
ペアレントトレーニング延参加者数	90人

エ 家族が抱える問題を保健福祉センターと共有し、関係者がカンファレンスを行い、問題の改善を図ります。

3 増加する通園希望等利用者ニーズへの対応

- ア 市内全体として児童発達支援センターの利用希望が増えている現状を考慮し、東区において待機児が発生する場合には、定員を超えた受入を行います。
(定員48名に対し66名の受入れ：知的障がい児単独通園部門)
- イ 市民の療育ニーズに応えるため、また、幼稚園・保育園に通いながら専門的支援を受けたいというニーズに応えるため、東部療育センターのサテライト「分園すてっぷ松香台」の事業運営に、センターと一体となって取り組みます。

4 在宅重症心身障がい児への支援

- ア 個々の障がい状況に合わせた訪問療育の支援内容の充実を図ります。
- イ 保護者に対しては子育てや療育等に関する情報提供を行うとともに、孤立化しやすい心理的負担の軽減を図るため、定期的な通園児との交流の機会を設け、施設行事への参加への呼びかけを行い、保護者・家族同士のつながりを深める支援を行います。

4 関係機関への支援、地域支援・連携の取組

1 幼稚園・保育所(園)等への支援(訪問・相談対応)

- ア 障がい児保育訪問支援事業
保育施設に対して、訪問支援保育士が訪問し、障がい児や個別の支援が必要な児童へのかかわり方やクラス運営等について、助言、指導、相談、園内研修を行います。
- イ 私立幼稚園障がい児支援事業
専任の訪問支援員が私立幼稚園を訪問し、障がい児や個別の支援が必要な児童へのかかわり方やクラス運営等について、助言、指導、相談、園内研修を行います。
- ウ 保育所等訪問支援
児童福祉法に基づき、福岡市から指定を受けた事業所として「保育所等訪問支援事業」を実施し、保育所や幼稚園等への助言や支援を行います。
- エ 障がい児等療育支援事業
幼稚園、保育所、学校等を各専門職員が訪問する「施設訪問による療育支援」を実施し、施設等職員への助言や支援を行います。

2 障がい児保育研修(体験実習)

福岡市の障がい児保育の推進・充実を図るために、通園施設体験実習を受入れ、障がい児の支援に役立てていきます。

3 地域啓発公開講座【自主事業として実施予定】

東区の幼稚園、保育所(園)等の職員を対象に、講座・情報交換会(保育室見学)と療育体験の内容で毎年開催し、知的障がい児通園施設での療育の理解促進と日頃の適切な対応方法を学ぶことで、知的障がい・発達障がい児への支援に役立てていただきます。

4 育児支援

- ア 保健福祉センター、子どもプラザ、地域の子育てサークル等に積極的に職員を派遣し、地域に密着した相談支援や適切な育児支援に努めます。
- イ 乳幼児健診における早期発見の促進に向けて、乳幼児健診への職員の積極的な派遣や各保健福祉センターの保健師や地域の医療機関等に対して、研修会等を実施します。

5 東福岡特別支援学校との連携

ア 学齢期への移行

東福岡特別支援学校に就学する通園児を対象に、移行支援の充実を目的としてお互いの支援場面の見学と情報交換を行います。(年3回)

イ 専門性を活かした連携

- ① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による学校支援の取組みにおいて専門的な助言を行います。
- ② センター長（医師）が学校指導医として「医療ケア支援事業」に協力します。

ウ 学校サポーターへの就任（センター長；年3回サポーター会議参加）

6 学校との連携

ア 学齢期以降のライフステージに応じた支援として、学齢期の肢体不自由児に理学療法士・作業療法士による運動訓練を行うとともに、学校との連携・支援を充実させます。また、言語聴覚士は要請に応じて、学校の教育相談に講師として出向き支援を行います。

7 青葉校区における連携

ア 校区のコミュニティ連絡会に会員として参画し、連携を図ります（会議開催年5回）。

イ 校区の民生委員、PTA、公民館等関係者による「青葉地域支援ネットワーク会議」に参加し、連携を図ります（年3回）。

ウ 4校連絡会に参加し、連携を図ります（同校区内の小・中学校、支援学校、センターとの連絡会；年6回）。

5 公的機関補助業務の取組

ア 発達相談員による心理面接・発達検査の結果に基づいた情報を、療育手帳の交付、障がい児保育の判定、障がい児通所の支給決定、就学相談会等の資料として提供し、中立・公平的な立場で、公的な判定業務等の補助を行います。

イ 障がい児通園療育申請児に対して、通園施設の利用調整を利用者の立場に立って丁寧に行います。また、申請児に対する面接・判定・状況調査、負担金の算定書類受付、進路調整等の利用契約補助業務を適切に行います。

ウ 障がい者地域生活支援協議会及び関係する部会に参画し、地域における障がい児・者への支援に関する課題について情報を共有し協議を行うとともに、必要に応じて開催場所として施設利用の便宜を供します。

エ 就学移行支援については、発達教育センターと連携し、一貫した移行支援を行います。

6 広報、啓発に関する取組

1 ホームページを活用した情報発信

ホームページを随時更新し、施設の業務内容、研修や講座の案内、施設行事等に関する情報を発信します。

2 広報紙の発行

ア 広報紙「わかば園だより」を毎月発行し、地域の公民館や校区社会福祉協議会など関係機関に配付することで、施設の活動状況等の情報の発信と啓発を図っていきます。

イ ボランティアの活動内容の紹介や活動の報告について、ボランティア新聞を年2回発行します。

ウ 「施設要覧」リーフレットと「東部療育センターご利用について」の冊子を更新・作成し、施設見学者等に配布します。

3 年報の発行

当施設の取組や実績について広く情報提供するため「年報」を発行し、関係機関に送付します。

②事業計画（指定管理期間概要）

令和3年

- 保護者のニーズに応じた新たなペアレントトレーニングを考案し、試行します。

令和4年

- 新たなペアレントトレーニングを導入し、本格的に実施します。
- 相談支援専門員に医療的ケア児等コーディネーター養成研修（全課程）を受講させ、医療的ケア児に関する知識とスキルの向上を図ります。

令和5年

- 子育てや発達について不安を抱える保護者が増加し、受診希望者が増えていることを考慮し、受診までの相談対応について検討します。

令和6年

- 5か年の事業の検証を行い、東部療育センターが抱える課題の整理と共有化、及び当センターの今後のあり方や方向性について、研究していきます。

(1) 事業実施計画				
年間スケジュール				
	相談・診療事業	知的通園部門	肢体不自由児部門	事務管理
令和 2年 4月	外来療育グループ開始 利用計画作成(中途入園児)開始 就学相談会準備(発達検査・診療)開始	新入園児オリエンテーション 入園式 新入園児面接	新入園児オリエンテーション 入園式 内科健診	
5月	東部セミナー ペアレントトレーニング	歓迎遠足 個別支援計画個別面談 保護者学習会 保育体験 水泳指導	春の遠足 単独通園開始 個別支援計画個別面談 保護者学習会 水泳指導	消防署査察
6月	東部セミナー 利用計画モニタリング(前期)開始 外来療育グループ同窓会	日曜参観 学校見学	日曜参観 学校見学 屋外プール開始	前期モニタリング 内部監査 設備等保守点検
7月	情緒通級指導教室説明会 訓練見学会(9月まで) 障がい児保育再判定開始 2歳児進路面接開始 東部セミナー	屋外プール開始 保護者学習会 きょうだい児保育体験 就学相談会保護者説明会 夏まつり	就学相談会保護者説明会 夏まつり	
8月	あいあいセミナー 地域啓発「公開講座」	夏休み 保護者学習会 就学相談会	夏休み 保護者学習会 就学相談会	施設害虫消毒 地域啓発「公開講座」
9月	1歳児進路面接開始 東部セミナー ボランティア養成講座	前期面談 個別支援目標(前期)まとめ	前期面談 個別支援目標(前期)まとめ 園長懇談	設備等保守点検 第1回総合訓練 ボランティア養成講座
10月	利用計画モニタリング(後期)開始 利用計画開始 東部セミナー 外来療育グループ同窓会 ペアレントトレーニング	園長懇談 運動会 秋の遠足	運動会 秋の遠足 家庭訪問	
11月	東部セミナー	焼き芋会 家庭訪問	焼き芋会 家庭訪問	
12月	東部セミナー	クリスマス会 冬休み	クリスマス会 冬休み	設備等保守点検 社会福祉施設等給食施設点検
令和 3年 1月	東部セミナー	園長懇談	園長懇談 就学时引継ぎ	補正予算
2月	東部セミナー	個別支援目標(後期)まとめ 後期面談	個別支援目標(後期)まとめ 内科健診	後期モニタリング 第2回総合訓練
3月	東部セミナー	お別れ会 卒園式 継続児オリエンテーション	お別れ会 卒園式 春休み	次年度予算編成 設備等保守点検 施設害虫消毒

【 共通 】

避難訓練(毎月)、歯科検診(7・2月)、施設開放(3月)、新入園児契約(3月)

1日のスケジュール（児童発達支援）

○ 親子通園部門（肢体・知的）

- 10:00 登園・朝の準備・自由あそび
朝の会（歌・名前よび・遊戯）
おやつ（水分補給）
- 10:50 設定保育
（運動・親子あそび・感触・制作等）
園庭あそび
- 12:00 給食・歯磨き
- 12:40 午睡または自由あそび（親子分離）
- 13:40 帰りの準備・帰りの会
- 14:00 降園

○ 単独通園部門（肢体・知的）

- 9:00 通園バス発
- 10:00 登園（バス着）
更衣・排泄、自由遊び
朝の会（歌・名前よび・遊戯）
おやつ（水分補給）
園庭あそび
設定保育
（言語・対人・社会性・リズム等）
- 12:00 給食・歯磨き
- 13:00 自由あそび（園庭・室内）
- 14:00 更衣・排泄・水分補給
帰りの準備・帰りの会
- 15:00 降園（バス発）
- 16:00 バス着

(2) 連携

①他の民間事業所への支援

■東部療育センターでの取組み

当法人では、心身障がい福祉センターや療育センター等を運営しており、それらの事業所での勤務経験と蓄積された専門性を活かし、主に以下の取組みを行います。

ア 幼稚園・保育所（園）等への支援（訪問・相談対応）

(1) 障がい児保育訪問支援事業

福岡市が実施する障がい児保育訪問支援事業を受託し、保育所（園）への訪問、研修等の事業に取り組んでいきます。

30年度は訪問支援件数249件、研修21件、電話相談53件に対応しました。

(2) 私立幼稚園障がい児支援事業

福岡市が実施する私立幼稚園障がい児支援事業を受託し、幼稚園への訪問、研修等の事業に取り組んでいきます。

30年度は訪問支援件数129件、研修3件、電話相談33件に対応しました。

(3) 保育所等訪問支援

児童福祉法に基づき、福岡市から保育所等訪問支援事業所としての指定を受けており、事業の実施に取り組んでいきます。

30年度は訪問支援3件に対応しました。

(4) 小児科医師による診察会

民間の児童発達支援センターの5歳児の保護者が就学先を検討する際の参考とすることができるよう、小児科医師による診察会を行い、最新の診断に関する情報を保護者に提供します。

(5) 障がい児等療育支援事業

福岡市が実施する障がい児等療育支援事業の「施設訪問による療育支援」を実施し、施設支援に取り組んでいきます。

30年度は訪問支援18件に対応しました。

イ 障がい児保育研修（体験実習）

福岡市の障がい児保育の推進・充実を図るために、通園施設体験実習を受入れ、障がい児の支援に役立てていきます。

ウ 地域啓発公開講座【自主事業として実施予定】

東区の幼稚園、保育所（園）等の職員を対象に、講座・情報交換会（保育室見学）と療育体験の内容で毎年開催し、知的障がい児通園施設での療育の理解促進と日頃の適切な対応方法を学ぶことで、知的障がい・発達障がい児への支援に役立てていただきます。

30年度は、18園から33人の参加があり、アンケート結果でも好評を得ています。

■東部療育センターを含む法人としての取組み

当法人では、心身障がい福祉センターや療育センター等との関係のもと、法人が持つスケールメリットを活かし、主に以下の取組みを行っています。

ア. あいあいセミナー

当法人の持つ高い専門性を活かし、幼児教育・保育に携わる保育者を対象に子どもの発達や障がいについての理解と啓発を行うために公開講座を実施しています。平成11年度から開始し、21回目を迎えた平成30年度は、東部療育センターからも講師やスタッフとして参加し、福岡市内外から201人の参加がありました。

イ. 福岡市私立幼稚園連盟「統合保育研修会」研修講師

福岡市私立幼稚園連盟が主催する「統合保育研修会」で、東部療育センター職員が「発達障がい」をテーマに講師を務めました。過去5年間に5回担当しています。

(団体名： 福岡市社会福祉事業団)

(施設名： 福岡市立東部療育センター)

(2) 連携

②管理支援体制

1. 事業団の組織体制について

事務局、心身障がい福祉センター、西部療育センター、東部療育センターの4部、10課の組織体制になっています。

2. 支援管理体制

(1) 事業

ア 小児科の診察については、事業団他施設の医師が一部を担当し、診察の効率性を高めるとともに、診察基準の統一を図っています。

イ 事業団の児童発達支援センター、知的障がい親子通園、知的障がい単独通園、肢体不自由通園、言語聴覚士所属施設、相談支援、児童発達支援センターの利用調整の各分野において、管理監督者や担当職員による情報共有、協議の場を設け、地域間におけるサービスの平準化等を図っています。

(2) 苦情解決

利用者の苦情への対応については、施設において受付窓口、解決責任者をおくとともに、法人本部にも受付窓口を設け、法人の調整により外部のサービス相談員を委嘱しています。

(3) 人材育成と確保

ア 法人として職員の研修体系を設け、階層別の研修や専門研修を実施しています。また、各施設で企画、実施する人権研修、接遇研修をはじめとする職場研修の調整等を行っています。

イ 法人が職場説明会の開催やホームページの管理、就活サイトの調整等を行い、職員、嘱託員の確保についてのサポートを行っています。

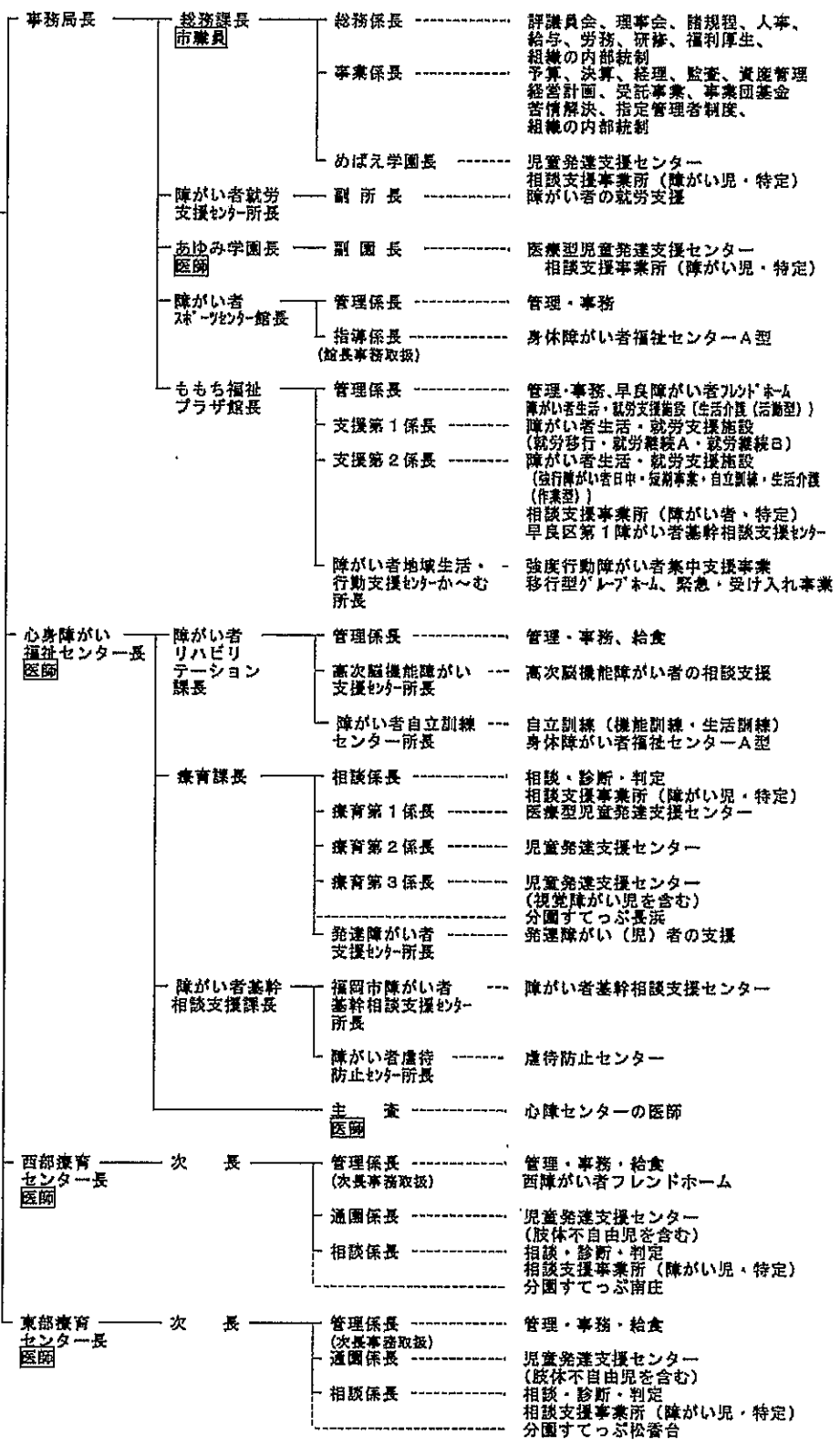
(4) 事務・管理

法人での契約による効率的な予算執行や、給与等支給の一括管理等、事務管理全般について、法人本部が施設をサポートしています。

令和元年度 福岡市社会福祉事業団組織図

評議員 7人
役員
理事 6人
監事 2人
会計監査人 1人

理事長
市職員0名



(団体名： 福岡市社会福祉事業団)
 (施設名： 福岡市立東部療育センター)

(3) 従事者

①従事者の採用，配置及び勤務体制-1

<職員の採用について>

- 現在確保している職員数 人
- 新規採用の予定者数 人
- 新規採用の場合、その採用方法

正規職員の場合：公募。市政だよりへの掲載やハローワークに登録し、法人本部及び東部療育センターのホームページを活用している。併せて、就職情報サイトを活用し、広く周知を図るとともに、事業団の業務に対する具体的なイメージを持ってもらうことを目的に、事業団施設の見学会や先輩職員との座談会を実施している。試験は筆記試験、面接試験等を実施。
 嘱託員等の場合：ハローワークの登録や、本部及び東部療育センターのホームページや就職情報サイトを活用し、広く周知を図っている。試験は筆記試験、面接試験等を実施。

<職員配置>

区分	配置数(人)	最低基準(人)
管理者	1	1 以上
児童発達支援管理責任者(通園係長)	1	1 以上
事務員	1	1 以上
相談支援専門員	3	1 以上
訪問支援員	1	1 以上
児童指導員	9	12 以上 うち1以上
保育士	22	
嘱託医	4	1 以上
看護師	3	1 以上
栄養士	1	1 以上
調理業務員	2	1 以上
次長	1	
相談係長	1	
発達相談員	4	
ケースワーカー	1	
言語聴覚士	2	
理学療法士	2	
作業療法士	2	
合計	61	21 以上

<従事者の採用，配置にかかるアピール等>

・ハローワークへの登録、法人本部及び東部療育センターホームページ、就職情報サイトの活用等を行い、人材確保に努めている。

①従事者の採用，配置及び勤務体制-2

<勤務体制>

区分	確保済/採用予定	正職/嘱託/臨職	常勤/非常勤	専従/兼務	経歴，資格等
管理者	1	正職	常勤	専従	詳細は別紙のとおり
次長	1	正職	常勤	専従	障がい施設経歴年数37年
相談係長	1	正職	常勤	専従	障がい施設経歴年数29年
児童発達支援管理責任者	1	正職	常勤	専従	詳細は別紙のとおり
事務員	1	正職	常勤	専従	障がい施設経歴年数28年
相談支援専門員①	1	正職	常勤	専従	障がい施設経歴年数24年
相談支援専門員②	1	正職	常勤	専従	新規採用
相談支援専門員③	1	嘱託	常勤	専従	障がい施設経歴年数1年
訪問支援員	1	正職	常勤	兼務	障がい施設経歴年数24年
児童指導員①	1	正職	常勤	専従	障がい施設経歴年数31年
児童指導員②	1	正職	常勤	専従	障がい施設経歴年数6年
児童指導員③	1	正職	常勤	専従	障がい施設経歴年数3年
児童指導員④	1	正職	常勤	専従	障がい施設経歴年数2年
児童指導員⑤	1	正職	常勤	専従	障がい施設経歴年数1年
児童指導員⑥	1	正職	常勤	専従	障がい施設経歴年数1年
児童指導員⑦	1	嘱託	常勤	専従	新規採用
児童指導員⑧	1	嘱託	常勤	専従	新規採用
児童指導員⑨	1	嘱託	常勤	専従	新規採用
保育士①	1	正職	常勤	専従	障がい施設経歴年数33年
保育士②	1	正職	常勤	専従	障がい施設経歴年数22年
保育士③	1	正職	常勤	専従	障がい施設経歴年数9年
保育士④	1	正職	常勤	専従	障がい施設経歴年数5年
保育士⑤	1	正職	常勤	専従	障がい施設経歴年数3年
保育士⑥	1	正職	常勤	専従	障がい施設経歴年数2年
保育士⑦	1	正職	常勤	専従	新規採用
保育士⑧	1	嘱託	常勤	専従	障がい施設経歴年数17年
保育士⑨	1	嘱託	常勤	専従	障がい施設経歴年数8年
保育士⑩	1	嘱託	常勤	専従	障がい施設経歴年数20年
保育士⑪	1	嘱託	常勤	専従	障がい施設経歴年数14年
保育士⑫	1	嘱託	常勤	専従	障がい施設経歴年数41年
保育士⑬	1	嘱託	常勤	専従	障がい施設経歴年数9年
保育士⑭	1	嘱託	常勤	専従	障がい施設経歴年数2年
保育士⑮	1	嘱託	常勤	専従	障がい施設経歴年数2年
保育士⑯	1	嘱託	常勤	専従	障がい施設経歴年数3年
保育士⑰	1	嘱託	常勤	専従	障がい施設経歴年数17年
保育士⑱	1	嘱託	常勤	専従	障がい施設経歴年数14年
保育士⑲	1	嘱託	常勤	専従	新規採用
保育士⑳	1	嘱託	常勤	専従	新規採用
保育士㉑	1	嘱託	常勤	専従	新規採用
保育士㉒	1	嘱託	常勤	専従	新規採用
嘱託医①	1	嘱託	非常勤	兼務	医師免許
嘱託医②	1	嘱託	非常勤	兼務	医師免許
嘱託医③	1	嘱託	非常勤	兼務	医師免許
嘱託医④	1	嘱託	非常勤	兼務	医師免許
看護師①	1	嘱託	常勤	専従	看護師免許
看護師②	1	嘱託	常勤	専従	看護師免許
看護師③	1	嘱託	常勤	専従	看護師免許
栄養士	1	嘱託	常勤	専従	栄養士免許
調理業務員①	1	嘱託	常勤	専従	栄養士免許
調理業務員②	1	嘱託	常勤	専従	栄養士免許
発達相談員①	1	正職	常勤	専従	障がい施設経歴年数11年
発達相談員②	1	正職	常勤	専従	障がい施設経歴年数3年
発達相談員③	1	嘱託	常勤	専従	障がい施設経歴年数8年
発達相談員④	1	嘱託	常勤	専従	障がい施設経歴年数9年
ケースワーカー	1	嘱託	常勤	専従	障がい施設経歴年数4年
言語聴覚士	1	正職	常勤	専従	障がい施設経歴年数5年
理学療法士①	1	正職	常勤	専従	障がい施設経歴年数16年
理学療法士②	1	正職	常勤	専従	障がい施設経歴年数8年
作業療法士①	1	正職	常勤	専従	障がい施設経歴年数28年
作業療法士②	1	正職	常勤	専従	障がい施設経歴年数2年

(団体名：)
 (施設名：)

(3) 従事者

②管理者予定者の経歴書

ふりがな		生年	日	年	日	日
氏名	非公表					
住所						
年月～年						
資格等						
施設の運営・管理に関する研修、障がい・児童に関する研修受講歴						

(団体名：)
 (施設名：)

(3) 従事者

③児童発達支援管理責任者予定者の経歴書

ふりがな		生 年 月 日	年	日	日
氏 名	非公表				
住 所					
年 月～ 年					
資格等					
施設の運営・管理に関する研修、障がい・児童に関する研修受講歴					

(団体名： 福岡市社会福祉事業団)
 (施設名： 福岡市立東部療育センター)

(3) 従事者

④従事者の処遇

<勤務体制>

区分	雇用・労働条件（身分，雇用期間，昇任制度，報酬体系，年休 等）
管理者（センター長）	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準じる
児童発達支援管理責任者	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準じる 管理者又は保育士が兼務
事務員	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準じる
相談支援専門員	身分：法人正規職員又は嘱託員 労働条件：市職員及び嘱託員に準じる
訪問支援員	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準じる
児童指導員	身分：法人正規職員又は嘱託員 労働条件：市職員に準じる
保育士	身分：法人正規職員又は嘱託員 労働条件：市職員又は嘱託員に準じる
嘱託医	身分：法人嘱託医 労働条件：市嘱託医に準じる
看護師	身分：法人嘱託員 労働条件：市嘱託員に準じる
栄養士	身分：法人嘱託員 労働条件：市嘱託員に準じる
調理業務員	身分：法人嘱託員 労働条件：市嘱託員に準じる
次長	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準じる
相談係長	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準じる
通園係長（園長）	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準じる
発達相談員	身分：法人正規職員又は嘱託員 労働条件：市職員に準じる
ケースワーカー	身分：法人嘱託員 労働条件：市職員に準じる
言語聴覚士	身分：法人正規職員又は嘱託員 労働条件：市職員に準じる
理学療法士	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準じる
作業療法士	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準じる

※兼務する職がある場合，わかるように記載してください。

(3) 従事者

⑤人材育成（これまでの育成方針及び取組み）

事業団では平成29年6月に策定した「経営方針」に基づき、組織力の強化を図るため、今日まで培ってきた専門性の維持・継承を行い、知識と経験豊かな人材の育成と持続的確保に取り組むため、下記研修により人材育成を進めてきた。

1 研修体系

① 一般研修

「キャリアパス」に基づき、事業団職員として必要な知識を修得する研修

- 新規採用職員研修
- 階層毎研修
- 管理監督者研修

② 職場研修

各職場の課題に対応した知識及び技能の修得及び市民サービスや職員の自覚やモラルの向上を図るための研修

- 職場内専門研修
- 人権研修
- 服務研修
- 接遇研修
- 個人情報保護研修
- メンタルヘルス研修
- 新規採用職員育成研修（チューター制度）

③ 派遣研修

研修機関等や研修会、学会等への派遣及び他の社会福祉法人等と職員の交流を行う研修

④ 選択研修

事業団職員としての必要な知識や今後求められる能力を身につけるための研修

2 その他

① 研究・実践成果発表会

事業団では、平成20年度から、各施設において研究していることや取組みの成果、今後の取り組むべき課題等を取りまとめて発表を行い、必要な専門性の獲得と維持、向上のための研鑽と対外的な福祉情報の発信などを主な目的として、「研究実践・成果発表会」を実施しています。

※本発表会は、行政や各関係機関にも参加を呼びかけており、対外的な情報発信の場にもなっています。

② 資格取得助成

福岡市社会福祉事業人材育成事業の一環として、社会福祉資格取得に係る諸経費を支給し、職員の社会福祉資格取得を促進しています。

(主な社会福祉資格：社会福祉士、精神保健福祉士等)

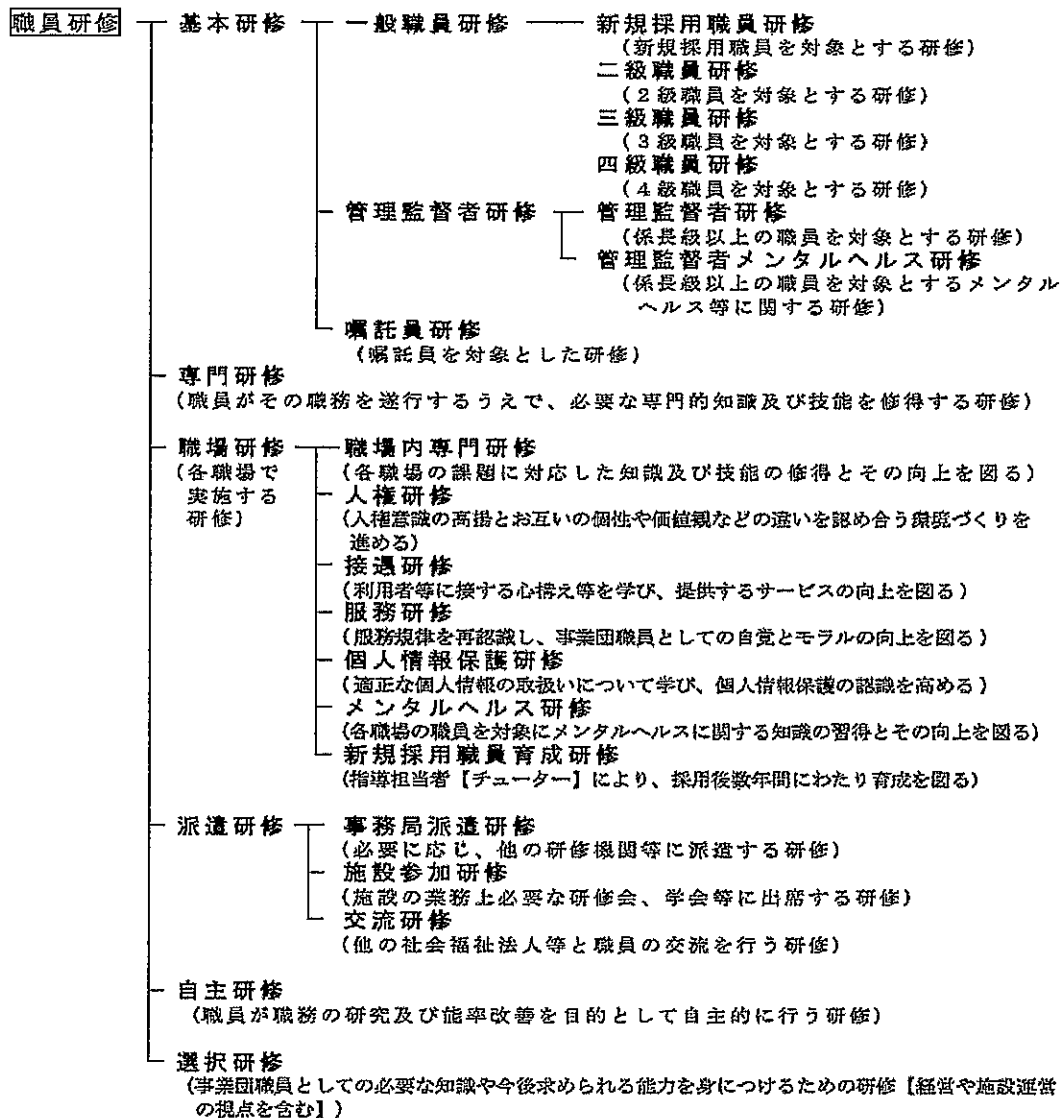
⑤人材育成（これからの育成方針及び取組み）

事業団では、今日までも、先駆的・モデル的事業の担い手として、現場での相談支援業務や療育業務、支援業務を通じた「OJT」の中で多様な障がいや重複障がいに対応できる人材育成に取り組んでおり、特に保育士、相談支援専門員等については、医療職との連携・協働を通して、医療的知識に基づく対応や支援技術の向上を図ってきました。

また、障がい児・者を支援する民間事業者（保育園・幼稚園・学校・企業等）が効率的かつ円滑に事業を勧められるよう、支援者養成研修の開催、施設を訪問しての支援等を行い、民間支援ができる能力の向上を図っています。

今後は、「事業団第3次経営計画」に基づき再編した「研修体系」と新たに作成した「キャリアパス」に基づき、より体系的に人材育成に取り組むとともに、平成29年6月に策定した「経営方針」に掲げる「福岡市と一体的な障がい児・者福祉施策への取組」を推進するため、民間事業者（保育園・幼稚園・学校・企業等）への支援が可能な人材の育成にさらに取り組んでいきます。

福岡市社会福祉事業団研修体系



(4) 管理

①情報漏洩防止策、情報漏洩が発生した場合の対応

「社会福祉法人福岡市社会福祉事業団個人情報保護規程」及びその具体的な取り扱いを定めた「個人情報取扱マニュアル」に基づき、安全管理措置を講じています。以下、「個人情報取扱マニュアル」の一部を抜粋の上、記載します。

1 情報漏洩防止策

(1) 具体的な取扱い

①個人情報の保管

個人情報が記載された文書等は、施設ができるキャビネット等を保管場所と定め、第三者への漏洩や盗難に合うことがないように管理を徹底すること。

②持ち出し

個人情報は、原則、施設外に持ち出さないものとするが、業務上やむを得ない場合には、「個人情報持ち出し許可申請書」に記入し、個人情報管理者（所属長等）の許可を得なければならない。返却時においても、同様の方法で、個人情報管理者の許可を得なければならない。持ち出す個人情報は、内容、量ともに必要最小限とするとともに、運搬中は、肌身離さず運搬し、車内などに放置しないこと。

③提供・配付

個人情報が記載された文書等の提供・配付等を行う場合は、内容物と配付先が確実に合致するよう複数の職員による確認（ダブルチェック）を徹底すること。

④処分・廃棄

保管期限を経過した個人情報、又は当初の目的を達成して不要となった個人情報は、速やかに廃棄するものとする。

(2) 教育

①注意喚起

全職員の個人情報取扱業務に対する意識の向上を図ることを目的として、各施設・職場において定期的な注意喚起（毎月1回以上）を実施。

②研修の実施

各施設（所属）において、全職員に対して個人情報の取扱いの適正な実施のため、年に1回以上、研修を実施するとともに、適宜指導を行う。

2 情報漏洩発生時の対応

万一、個人情報が記載された書類、データ等の流出、紛失等の事故が生じた場合（事故が生じたのではないかとの疑いを抱いた場合を含む。）は、以下のとおり適切に対応します。

①情報漏洩を発見した者は、事故の概要について、速やかに個人情報管理者（所属長等）へ報告

②個人情報管理者は、報告を受けた情報漏洩について、事実確認、調査等を行い、事務局に事故の概要（以下のア～ウの点）について報告し、対応策を協議するとともに、事故への対応策等（以下のエ及びオの点）を整理すること。

ア 事故が生じた（または生じたと考えられる）時期

イ 事故の内容及びその原因（又は原因と考えられるもの）

また、事故が生じたと断定できない場合は、その事故の可能性の程度

ウ 事故の規模

(ア) 事故により個人情報が流出したことが確認できた者及び確認はできないがその可能性が否定できない者（以下「本人」という。）の人数、範囲等

(イ) 事故により流出した個人情報の項目及びその重要度

- ・氏名、住所、性別等の基本的な（個人識別のための）情報
- ・思想、病歴等の一般にプライバシーに属すると考えられる情報
- ・財産、銀行の口座番号等の情報で架空請求等の犯罪に悪用されるおそれがあるものなど

エ 事故への対応策

- (ア) 流出した個人情報の検索、回収等の方針
- (イ) 犯罪性が認められる場合は、被害届の提出及び告訴の判断
- (ウ) 本人への対応
- (エ) 福岡市への報告
- (オ) 事故についての公表等

オ 個人情報の管理体制の見直し及び再発防止策等

- ③本人への通知については、事故の謝罪と二次被害を防止するための注意喚起を行う。
- ④個人情報管理責任者は、個人情報の流失等の事故が発生した場合、速やかに福岡市所管課に必要な報告を行うこと。

(参考)

事業団において策定した「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の規範を遵守し、個人情報を適正に取り扱います。

1 個人情報保護方針

- (1) 個人情報の取得、利用・提供にあたっては目的を明示し、必要な範囲に限定して、適法かつ公平な手段により行います。
- (2) 以下の場合を除き、個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供・開示することはありません。
 - ①法令または条例に定めがあるとき。
 - ②人の生命、身体または財産の安全等を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (3) すべての職員が、個人情報保護の重要性を理解し適切に取り扱うよう指導するとともに、委託先やボランティア・実習生にも周知徹底します。
- (4) 個人情報の適切な保護・管理を行うとともに、不正アクセス、紛失、改ざん、漏洩などが生じない安全対策を実施します。
- (5) 個人情報について、本人の申し出があった場合、法令・条例等の定めに従って開示・訂正・利用停止・消去等を行います。

(団体名： 福岡市社会福祉事業団)
 (施設名： 福岡市立東部療育センター)

(4) 管理

②ご意見への対応体制，方針

1 ご意見への具体的対応

ご利用の皆様が安心・安全に療育等に通えることを目的に、保護者等からのご意見を伺う機会を以下のとおり確保しています。

①利用者アンケートの実施

年1回利用者アンケートを実施するとともに、施設における自己評価（児童発達支援ガイドラインに基づく自己評価も含む）を行い、利用者の意見を踏まえ、取組みを実施しています。

②園長懇談の実施

親子通園は各クラス年1～2回、単独通園は年1回園長懇談を実施し、園に関するご意見や保護者の思い等を把握する機会を設け、ご質問や不明点については、速やかに回答・対応できるように取り組んでいます。その他、保護者から相談等があった場合は随時、個別に対応を行っています。

③その他

利用者に対して、苦情申し出方法をポスターにより周知しています。必要であれば、点字やふりがなの付記など障がい特性等にも配慮しています。
 園行事（入園式、卒園式、運動会）の際に、苦情解決システムの第3者委員であるサービス相談員を利用者へ紹介しています。
 また、利用者が意見を出しやすいように意見箱を1階に設置しています。

2 苦情解決に関する方針

社会福祉法人福岡市社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）に関するお客様からの苦情を適切に解決し、お客様の信頼と安心を高めることを目的として「苦情解決の仕組みに関する要綱」を定めています。

(お客様の意見を傾聴する義務) ※「苦情解決の仕組みに関する要綱」から抜粋
 第2条 事業団の職員は、お客さまからの意見を傾聴するとともにこれを尊重し、お客様の尊厳の保持及びサービスの質の向上に努めなければならない。

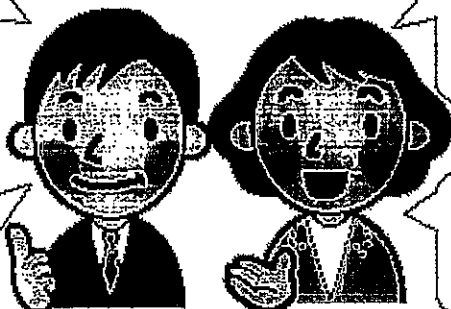
区分	苦情の範囲(対象)	担当者
苦情解決責任者	事務局・事業団全般	事務局総務課長
	東部療育センター	次長
苦情受付担当者	事務局	総務課事業係長
	東部療育センター	係長
サービス相談員	全般	民生委員・児童委員

※苦情解決の仕組みに関するサービスの向上を図るため、第三者委員であるサービス相談員を含むサービス向上委員会を設け、年1回苦情解決に係わる事例検討及び情報交換を行い、施設運営の透明性の確保に努めています。

〔参考：東部療育センター館内掲示資料〕

施設のこと、サービスのこと・・・。

説明がむずかしくて
よく分からなかった



職員の言葉づかいや
服装が気になった

分かりやすく説明し
てもらって良かった

親切に対応して
もらって良かった

大切にします。あなたのご意見。

●ご利用のみなさまがいつでも気軽に相談できるよう、当センターに窓口を準備しています。

受付する人	こども全般の相談	相談係長	〇〇	〇〇
	外来療育の相談			
	通園の相談	通園係長	〇〇	〇〇
	施設管理の相談	次長	〇〇	〇〇

解決する人 センター長 〇 〇 〇 〇

●当センターのほか、次の2つの窓口でも相談を受け付けています。

- ① 福岡市社会福祉事業団事務局の窓口
総務課事業係長 〇〇 〇〇 TEL (731-3711) FAX (731-3722)
- ② サービス相談員（民生委員・東区担当）による相談窓口

サービス相談員 〇〇 〇〇 TEL (△△△-△△△△) FAX (△△△-△△△△)

※受付時間は、月～金曜日の10時～12時です。
※相談員が不在の場合は、留守番電話等に対応します。

◎相談は無料です。プライバシーは固く守ります。

福岡市社会福祉事業団 東部療育センター

TEL (410-8234) FAX (691-3510)

(4) 管理

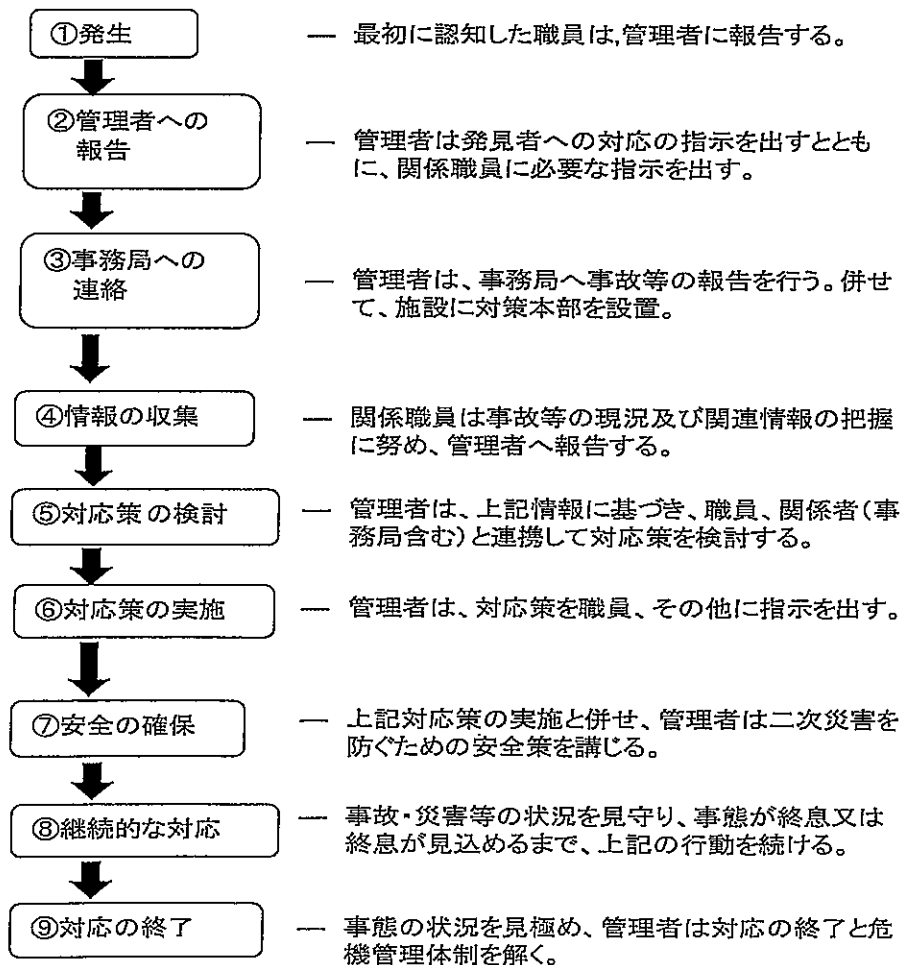
③事故、災害時のマニュアル

○ 近年の社会的背景や社会福祉施設の特徴を鑑み、また、火災以外の災害・感染症などへの管理体制の確立の必要性から、各種の自然災害や事件・事故、疾病・不審者への対応などに備えた「危機管理マニュアル」策定し、定期的に訓練を行います。

1. 災害事故防止に対する方針

- (1) 毎年度始め及び職員の異動時に対応や役割分担についての確認をする他、日常からの安全対策に努めます。
- (2) 毎月1回、パターンを変更しながら、迅速な対応ができるよう訓練を行います。
- (3) 親子通園部門については保護者も含めての避難訓練を行い、迅速に対応できるようにします。

2. 事故・災害時の対応の流れ



3 危機管理マニュアル

平成16年2月に策定した福岡市社会福祉事業団危機管理マニュアル及び施設独自のマニュアルに基づき対応します。

◆参考【危機管理マニュアル 目次】

- 1 緊急連絡網の整備
- 2 危機管理対策本部組織の設置
- 3 危機管理対策本部の組織内容
- 4 事件・事故等の発生及び対応の流れ
- 5 侵入者の対応
- 6 爆破テロへの対応
- 7 火災・地震等への対応
- 8 台風、積雪、大雨、洪水等への対応
- 9 感染症等への対応
- 10 報道機関への対応
- 11 施設等における危機管理体制の行動要領
- 12 事務局における危機管理体制の行動要領
- 13 事務局における危機管理体制の組織図
- 14 事務局における事件・事故等への対応の流れ
- 15 全施設等を対象とする危機管理体制
- 16 職員に関する事故等について

4 事故報告書の提出等について

- ・事故、災害等に関する第一報については、すみやかに事務局及び所管課へ報告するとともに、「事故報告書」を提出します。
- ・事故等については、再発防止策を検討するのみならず、同一の事故が起きないように、関連施設間で情報共有を行います。
(例：事業団施設長等が集まる施設合同会議及び通園施設長等が集まる通園施設長会での情報共有及び意見交換等を実施。)

5 その他

東部療育センターは、地震や風水害などの大規模災害発生時等に要援護者を受け入れる福祉避難所として福岡市と協定を締結しています。福岡市から要請があった場合、福祉避難所を開設し、可能な範囲で要援護者を受け入れることとしています。